

用語集

アルファベット

KDDI ビッグデータ

KDDI が提供している位置情報ビッグデータであり、位置情報活用の許諾を得た au ユーザーから得たスマホの GPS や携帯電話の基地局などから取得し集積したロケーションデータ。

K&R (キスアンドライド)

自宅から公共交通機関の乗降所（駅やバス停など）まで自動車等で家族に送り迎えをしてもらう通勤・通学形態。

か・カ行

開発行為

「主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をすること」をいう。「土地の区画形質の変更」には、道路の新設・廃止（区画の変更）、切土や盛土など建築物を建てる前の宅地造成（形の変更）、宅地以外の土地を宅地とする行為（質の変更）が該当する。

拠点集落区域

「山形市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」により指定されている羽前千歳、漆山、蔵王、高瀬、楯山、東金井、南出羽の各駅を中心とする半径 500m の範囲の集落の区域。

市街化調整区域において原則認められない開発行為のうち、一定の要件を満たすもの（戸建住宅・店舗等兼用住宅の建築、宅地建売分譲、共同住宅）が許可される。

緊急時に対策の検討が必要な踏切

(カルテ踏切)

踏切の交通量や事故発生状況等の客観的データに基づき、開かずの踏切等の緊急に対策の検討が必要な踏切として指定されたもの。

全国の鉄道事業者と道路管理者が連携により、踏切道の諸元や対策状況等をまとめた「踏切道安全通行カルテ」を作成し、定期的に更新することで、進捗状況や取組の成果等の「見える化」を進める。

公共交通カバー圏域

鉄道駅やバス停からの公共交通による移動が見込まれる圏域。鉄道駅から半径 1 km 圏内の地域、バス停から半径 300 m 圏内の地域をそれぞれの交通手段のカバー圏域と定義する。

公共交通サービス

鉄道、路線バス・コミュニティバス等といった不特定多数の人々が利用する交通手段およびサービス。

公共交通ネットワーク

鉄道・路線バス・その他の交通手段を補完し、都市拠点間・地域間との連携を図るシステム。

公共交通空白地域 (路線バス)

駅やバス停が一定の距離の範囲内になく、地域公共交通が利用しづらい地域。

交通系 IC カード

非接触型のカード型乗車券で、鉄道等において自動改札機へ挿入せずに改札を通過できるようにしたもの。事前にカードにチャージ（前払い）した金額から公共交通機関の乗降車の際に運賃を差し引く機能や定期券の機能などが搭載可能である。カードによっては路線バスやタクシーなど鉄道以外の交通機関の運賃支払や、商業施設等での決済にも利用できるようになっている。

交通結節点


人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。

交通結節点候補地

現時点で交通結節点としての機能を有していないが、交通結節点としての適性が高いと考えられる場所。

交通軸

交通手段を公共交通ネットワークにおける輸送量に応じた骨格のレベルによって分類したもの。

輸送量	骨格	交通手段
 (大)	大骨格	鉄道
		高速バス
	中骨格	路線バス（幹線）
	小骨格	路線バス（その他）
		コミュニティバス（市街地循環型）
神経系	コミュニティバス（その他）	
	タクシー等を活用した新しい交通サービス	
(小)		

交通手段分担率

ある交通手段のトリップ数が全交通手段のトリップ数に占める割合を交通手段分担率という。移動距離を考慮しないため分担率の増加と交通量の増加は必ずしも同義ではない。

高齢化率

人口に対する高齢者人口の割合を示したもの。「高齢者」の定義は一律には存在しないものの、ここでは内閣府高齢社会白書における算出法に倣い 65 歳以上の割合を高齢化率とする。

国勢調査

日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国も最も重要な統計調査。

国内の人口や世代の実態を明らかにするため、5 年毎に行われている。（直近では令和 2 年に実施）

コミュニティバス

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が実施する乗合バス。

コミュニティサイクル

自転車を共同で利用するシステムを指す。複数のサイクルポートが設置され、貸出・返却する場所が異なってもよい場合が多い。

さ・サ行

シームレス

「継ぎ目のない」の意味で、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。

視覚障がい者用誘導ブロック

視覚障がい者に歩行に必要な情報を提供し安全に誘導するため路面や床面に敷設されるブロック。

準都市機能誘導区域

山形市立地適正化計画において、副次拠点（馬見ヶ崎・嶋地区、山大医学部周辺地区、吉原地区）について、都市機能誘導区域に位置付けるには至らないが、今後高齢化の進展とともに増加が見込まれる交通弱者の生活を支える拠点とするために公共交通レベルの向上が必要になることをふまえて、法定外の都市機能誘導区域として位置付けたもの。（山形市立地適正化計画より）

消雪歩道

消雪設備（消雪パイプ）を設けた歩行者用道路。

スキーム

枠組みをもった計画のこと。

整備優先箇所

「山形市交通結節点整備方針」にて抽出した交通結節点・交通結節点候補地のうち、今後5年間で優先的に交通結節点の機能の導入や検討に取り組む箇所。

公共交通施設では、「蔵王駅」「山寺駅」「楯山駅」「新駅」が挙げられ、生活基盤施設では、「馬見ヶ崎・嶋エリア」「イオンモール山形南付近」が挙げられる。

仙山線の利用促進及び利便性向上プロジェクト

仙山生活圏の交流促進や安全性向上に向けて、仙山線の利用促進・利便性向上と機能強化の実現を図るための取組を取りまとめたプロジェクト。

仙台都市圏

「仙台都市圏パーソントリップ調査」の調査対象として、中心都市となる仙台市とのつながりなどを考慮して設定した地域であり、下記の18市町村が含まれる。

（仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・富谷市・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・大衡村）

（宮城県 仙台都市圏パーソントリップ調査HPより）

た・タ行

滞留人口

パーソントリップ調査により、いつ、どの場所に、どれくらいの人がいるのかといった情報の分析結果。

端末交通

鉄道やバスの駅・バス停までの（からの）交通手段のこと。

地域経済分析システム（RESAS：リーサス）

地方創生の様々な取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局）が提供する産業構造や人口動態、人の流れなどの官民ビッグデータを集約し、可視化するシステム。

携帯電話位置情報を活用したビッグデータを用いて、500mメッシュ単位及び指定エリアの時間帯別や平日・休日別等による滞留状況の違いや、時間帯を問わず多くの滞留が生じる地区について把握が可能となる。

デジタルサイネージ

屋外・店頭・公共空間・交通機関等、あらゆる場所で、ディスプレイ等の電子的な表示機器を使って情報を発信するメディア。

デマンド型乗合タクシー

予約があった時のみ運行する方式。あらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回る運行方式に比べて、需要に応じた柔軟な運行が可能。

都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

都市・地域総合交通戦略

都市や地域における安全で円滑な交通の確保と将来を見据えた魅力あるまちづくりを進めるため、総合的な交通のあり方や必要な施策に時間して目標を定め、歩行者、自転車、公共交通等のモード間の連携や公共交通の利用促進を図るための交通結節点の改善等、地域の知恵を活かした交通行動の公共団体や公共交通事業者等の関係者で構成される協議会において策定するもの。

トリップ

人がある目的（例えば、通勤や買物など）を持って、ある地点からある地点へ移動する単位を指す。

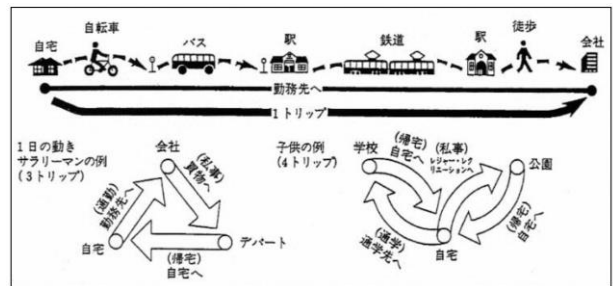


図 トリップのイメージ

ま・マ行

モデル事業

山形市地域公共交通計画（令和2年度策定）に位置付けた、市街地南部・北部、モデル地区における新たな公共交通の導入を検討する取組。

や・ヤ行

山形広域都市圏パーソントリップ調査

平成 29 年（2017 年）10 月から 11 月にかけて山形市、天童市、上山氏、山辺町、中山町を対象に実施した調査。

「どのような人が」「いつ」「どこからどこへ」「何の目的で」「どのような交通手段で」移動しているか調べるアンケート調査である。（山形広域都市圏パーソントリップ調査 HP より）

山形市交通結節点整備方針

交通軸と交通結節点による公共交通ネットワークを構築し、自家用車に頼らなくても誰もが快適に移動できる環境の実現を目指し、交通結節点及び交通結節点候補地の箇所や各交通結節点に整備すべき機能、優先的な整備が必要な交通結節点等を取りまとめた方針。

山形市都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき、市民の意見を反映させながら、都市計画に関する基本的な方針を総合的かつ体系的に示すものであり、その実現に向けた土地利用、道路、公園などのまちづくりに関する主要計画や具体的な各種施策を取りまとめた計画。

<地域別構想>

山形市全体のまちづくりの方針を示した「全体構想」や「分野別構想」における各地域の位置づけ等を踏まえ、市内を 25 地区（都心地域 5 地区＋コミュニティセンター区 20 地区）に区分し、地域特性に応じた地域ごとのまちづくりの方針を示すもの。

山形市立地適正化計画

都市再生特別措置法第 81 条に基づき定められる、都市再生基本方針に基づく、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設、その他居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設の立地の適正化を図るため、具体的な拠点やネットワークのあり方を取りまとめた計画。

ら・ラ行

ロータリー

交通整理のための円形地帯で、人の乗降などのために駐停車を行うための施設。